

実践 消費税

コントロールタワー

回数	内 容	ページ
第 1 回	第 1 章 消費税の概要 1. 消費税の仕組み（地方消費税を含む） 2. 消費税の課税の対象 3. 課税期間 4. 基準期間 5. 消費税の非課税取引 6. 税 率 7. 小規模事業者の納税義務の免除 8. 課税標準 9. 貸倒れに係る消費税額の控除等 10. 仕入税額控除（その 1）	P 2 ～ P 1 3

第 2 回	第 1 章 消費税の概要 10. 仕入税額控除（その 2） 11. 簡易課税 12. 確定申告と納付 13. 消費税の中間申告 14. 消費税の経理処理 15. 控除対象外消費税額等 16. 各種届出書 ※ 次ページへつづく	P 1 3 ～ P 7 9
-------------	---	---------------------

目 次

	第2章 実務でのポイント	
1.	消費税実務処理のポイント	P 6 8
2.	税務署は申告書のこんな点をチェックする	～
3.	軽減税率制度導入に伴う経過措置	P 7 9

※ 上記カリキュラムの回数割・内容等については、講師の授業進度等により変更される場合があります。予めご了承ください。

■本講義・テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和2年4月1日現在確定している法令等に基づき作成しております。

実践 消費税

CONTENTS

第1章 消費税の概要

1. 消費税の仕組み(地方消費税を含む)	2
2. 消費税の課税の対象	2
3. 課税期間	4
4. 基準期間	4
5. 消費税の非課税取引	4
6. 税 率	5
7. 小規模事業者の納税義務の免除	10
8. 課税標準	12
9. 貸倒れに係る消費税額の控除等	12
10. 仕入税額控除	13
11. 簡易課税	28
12. 確定申告と納付	33
13. 消費税の中間申告	35
14. 消費税の経理処理	36
15. 控除対象外消費税額等	38
16. 各種届出書	40

第2章 実務でのポイント

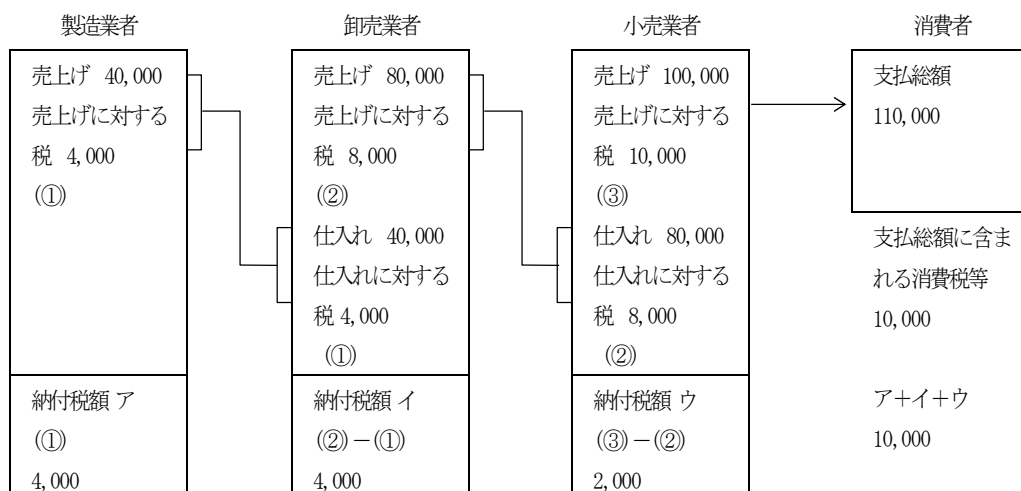
1. 消費税実務処理のポイント	68
2. 税務署は申告書のこんな点をチェックする	70
3. 軽減税率制度導入に伴う経過措置	72

実践 消費税

第1章 消費税の概要

1. 消費税の仕組み(地方消費税を含む)	2
2. 消費税の課税の対象	2
3. 課税期間	4
4. 基準期間	4
5. 消費税の非課税取引	4
6. 税 率	5
7. 小規模事業者の納税義務の免除	10
8. 課税標準	12
9. 貸倒れに係る消費税額の控除等	12
10. 仕入税額控除	13
11. 簡易課税	28
12. 確定申告と納付	33
13. 消費税の中間申告	35
14. 消費税の経理処理	36
15. 控除対象外消費税額等	38
16. 各種届出書	40

1. 消費税の仕組み（地方消費税を含む）



(注) 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、この法律により、消費税を納める義務がある。(消費税法第5条)

2. 消費税の課税の対象

(1) 国内取引

消費税の課税の対象となる取引は、国内取引については次の4つの条件のすべてを満たすものです。

- ① 国内において行われた取引であること。
- ② 事業者が事業として行う取引であること。
- ③ 対価を得て行う取引であること。
- ④ 資産の譲渡・貸付け及び役務の提供であること。

これらの条件の一つでも欠ければその取引には消費税は課税されません。

イ. 国内において行われたかどうかの判定は、次の区分に応じ、それぞれに定める場所が国内にあるかどうかにより行います。

(イ) 資産の譲渡又は貸付け→譲渡又は貸付時の当該資産の所在場所

(ロ) 役務の提供→役務提供が行われた場所

ロ. 事業者とは、個人事業者及び法人をいいます。

ハ. 消費税という事業とは、一定の目的をもって同種の行為を反復、継続かつ独立して遂行することをいいます。営利を目的としているかどうか、その規模等は問わないこととされています。

ニ. 資産には、棚卸資産や固定資産などの有形資産のほか、権利その他の無形資産も含まれます。

ホ. 資産の譲渡等には、代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類するものとして一定のものを含みます。

なお、代物弁済による資産の譲渡とは、債務者が債権者の承諾を得て、約定されていた弁済の手段に代えて他の給付をもって弁済する場合の資産の譲渡をいいます。したがって、いわゆる現物給与とされる現物による給付であっても、その現物の給付が給与の支払に代えて行われるものではなく、単に現物を給付することとする場合のその現物の給付は、代物弁済に該当しません。

へ、次に掲げる行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされます。

- (イ) 個人事業者が、棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業供用していたものを家事のために消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用
- (ロ) 法人が資産をその役員に対して贈与した場合における当該贈与
(注) 役員に対する無償の資産の貸付け・役務の提供については、この規定の適用はありません。

(2) 輸入取引

保税地域から引き取られる外国貨物が課税の対象になります。

国内取引

国内取引	課税対象外取引		
	資産の譲渡等	非課税取引	
		課税資産の譲渡等	免税取引
			課税取引

輸入取引

輸入取引	外国貨物	非課税貨物
		課税貨物

(実務上のポイント)

- ① 保険金や共済金は、保険事故の発生に伴い受けるものですから、資産の譲渡等に係る対価に該当しません。

- ② 剰余金や利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）は、株主や出資者たる地位に基づいて、出資に対する配当や分配として受けるものですから資産の譲渡等の対価に該当しません。
- ③ 寄付金、祝金、見舞金等は、原則として資産の譲渡等の対価に該当しません。

3. 課税期間

- (1) 個人事業者
個人事業者の課税期間は、1月1日から12月31日
- (2) 法人
法人の課税期間は、事業年度となります。
- (3) 特例
一定の届出により課税期間を3ヶ月又は1ヵ月に短縮することも可能です。

4. 基準期間

- (1) 個人事業者
個人事業者の基準期間は、その年の前々年
- (2) 法人
法人の基準期間は、その事業年度の前々事業年度（その前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）

5. 消費税の非課税取引

- ① 消費税の性格上非課税とされているもの
 - ・ 土地等の譲渡、貸付け
 - ・ 社債、株式等の譲渡、支払手段の譲渡など
 - ・ 利子、保証料、保険料など
 - ・ 郵便切手、印紙などの譲渡
 - ・ 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
 - ・ 住民票、戸籍謄本等の行政手数料など
 - ・ 国際郵便為替、外国為替など
- ② 政策的配慮により非課税とされているもの
 - ・ 社会保険医療など
 - ・ 一定の社会福祉事業など